

見えていますか？

子どもからの SOS

「いつけ」と思っても子どもにとって有害ならばそれは「虐待！」

身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、
か、生じる恐れのある暴行を加
えること。

(なぐる、ける、乳児の頭を強く
揺する、タバコの火を押し付ける、
冬戸外に閉め出す等)

心理的虐待

子どもに、将来まで残
るような心の傷を与える
言動を行うこと。

(言葉によるおどし、無視、
兄弟姉妹間の差別的な扱
いをする等)

性的虐待

子どもにわいせつな行
為をしたり、させたりす
ること。

(子どもへの性交、性的行
為の強要、性器や性交を
見せる等)

ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を
妨げるような著しい減食や長時
間の放置の他、保護者としての
監護を著しく怠ること。

(病気やケガをしても病院に連
れて行かない。適切に食事を与
えない。車内に置き去りにする等)

その他に、『保護者以外の同居人による虐待を放置す
ること(ネグレクト)』『子どもの目の前でドメスティ
ック・バイオレンスを行うこと(心理的虐待)』も児童
虐待に当たります。



子どもを虐待から守るために、
あなたにできること。

●「虐待を受けたと思われる子ども」
を発見したら、市福祉課または
最寄りの児童相談所へ連絡して
ください。

●虐待が明白な場合だけでなく、
虐待が疑われる場合であっても、
ためらわずに連絡してください。
●児童虐待の連絡(通告)をしたあ
なたが特定されないよう秘密は
守られます。

■連絡・相談先

福祉課 Tel 22-3145
阿蘇市福祉事務所 Tel 22-3028
中央児童相談所 Tel 096-381-4451

『あなたの もしまし』が

子どもを救う。』



婦人相談員・母子自立支
援員からのおしらせ

DV(ドメスティック・バイオレンス)
とは何か知っていますか？

夫や恋人等の親密な関係にある又は、
親密な関係にあった男性から女性に対
して、女性から男性に対して振るわれ
る暴力のことです。

◆配偶者からの暴力で悩んでいる方、
たった一人で抱え込んでいませんか？
婦人相談員があなたと一緒にその悩
みについて考えます。お気軽にご相
談ください。

母子家庭に対する総合的な相談、生活、
経済、就業等に関する相談及び情報提
供いたします。

【相談日と時間】

毎週 月曜日～金曜日

午前9時～午後4時まで

※訪問等で不在の場合がありますので、
緊急の場合以外は事前にご連絡ください。

【相談方法】

市役所福祉課にお越しく下さい。来
れない場合は、相談員が訪問すること
もできます。

【問い合わせ先】

阿蘇市福祉事務所(福祉課内)
TEL 22-3145

※秘密は必ず守られます。